

平成 19 年度第 3 回北九州市高齢者介護の質の向上委員会 会議要旨

1 開催日時

平成 19 年 12 月 21 日（金）15:00～17:00

2 開催場所

総合保健福祉センター“アシスト” 2 階 講堂
（小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号）

3 出席者等

（1）委員

一広委員、伊藤委員、今村委員、小林委員、白木委員、菅中委員、高田委員、田中委員、
富安委員、中野委員、中村委員、橋元委員、原田委員、箱崎委員、舟谷委員、宮崎委員、
吉田委員、渡邊（良）委員 計 18 名

欠席者 大中委員、河原委員、下河辺委員、白石委員、宮崎委員、渡邊（宏）、渡邊（正）
計 7 名

（2）事務局

副市長、総合保健福祉センター所長、地域福祉部長、地域福祉部参事、計画課長、健康
推進課主幹、障害福祉センター所長、介護保険課長、介護保険課主幹ほか 計 30 名

（3）傍聴者

計 40 名

4 会議内容

（1）委員の変更

（2）報告事項

ア 各専門委員会の中間報告

（ア）地域包括支援センター及び介護予防評価専門委員会

（イ）地域密着型指定専門委員会

（ウ）尊厳擁護専門委員会

（3）議題

ア 専門委員会の委員の変更

イ 総合的な認知症対策について

（ア）認知症対策専門委員会の設置について

（イ）取組発表（市・区・地域包括）

ウ 地域包括支援センターの評価について

（ア）予防給付ケアプランの評価について

（イ）運営方針の策定及び自己点検について

（4）その他

ア 質の向上委員会及び専門委員会の年間活動計画

イ 駐車許可について

5 内容及び発言趣旨

(1) 委員の変更

北九州市立大学大学院特任教授の稲垣忠委員の後任として、福岡県弁護士会北九州部会副部会長の河原一雅氏が委嘱された。

また、北九州市民生委員児童委員協議会会長の高橋委員の後任として、新たに北九州市民生委員児童委員協議会会長に就任した小林勤氏が委嘱された。

(2) 各専門委員会の中間報告

ア 地域包括支援センター及び介護予防評価専門委員会

【報告内容】

・評価専門委員会は、8月から11月までに計4回開催した。主な協議内容は、以下のとおりである。

平成19年度の介護予防事業（地域支援事業）の進捗状況

- ・特定高齢者決定者数 平成19年度（4～10月） 1,125人
- ・特定高齢者決定者の把握経路 介護予防健診 70%、高齢者サービス 12.6%
- ・「まつりみなみ」会場におけるPRブース設置など、さまざまなイベントにおいて介護予防の普及啓発を実施した。また、啓発用リーフレットやフリーペーパーへの記事掲載もあわせて実施した。

介護予防給付ケアマネジメント委託事業者の承認状況

- ・平成19年10月1日付で予防給付ケアマネジメント業務委託契約を7事業所と締結した。
- ・株式会社コムスの予防給付ケアマネジメント事業の承継については、平成19年12月1日付けで株式会社コムスの事業承継先である麻生メディカルサービス株式会社と委託契約を締結した。

地域包括支援センターの運営状況

- ・戸畑区統括支援センターの主任ケアマネジャーに異動があったことを報告した。
- ・地域包括支援センターは、平成19年4月以降、月あたり約15,000件の相談を受けている。
- ・予防給付ケアプランは、市全体で月あたり約9,000件であり、そのうち約5,400件（約6割）を地域包括支援センターが作成している。

地域包括支援センターの評価方法について

- ・本件については、議題（3）ウにおいて詳細を説明した。

イ 地域密着型指定専門委員会

【報告内容】

・地域密着型指定専門委員会は、7月から11月までに計3回開催した。主な協議内容は、「地域密着型サービス事業所指定審査」や「認知症対応型共同生活介護事業者の廃止・新規審査」等である。なお平成19年12月1日付の指定状況は以下のとおりである。

認知症対応型通所介護	40事業者（うち平成19年度	5事業者）	
小規模多機能型居宅介護	6事業者（	”	3事業者）

- 認知症対応型共同生活介護 97 事業者 (" 10 事業者)
 地域密着型介護老人福祉施設 2 事業者 (" 1 事業者)
- ・平成 19 年度地域密着型サービス指定事業者の公募結果は以下のとおりである。
 - 夜間対応型訪問介護 応募数 1 法人
 - 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
 - 募集数 17 事業者 応募数 7 事業者 選定結果 5 事業者
 - 地域密着型介護老人福祉施設 募集数 1 事業者 応募なし
 - ・認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設の未整備分については平成 19 年度中に再公募を行う予定。

ウ 尊厳擁護専門委員会

【報告内容】

- ・尊厳擁護専門委員会は、7 月から 12 月までに計 3 回開催した。主な協議内容は、「八幡東病院における虐待に関する事実確認や再発防止策の実施状況」等である。

北九州八幡東病院における虐待に関する事実確認及び再発防止策

- ・第 1 回では、委員会において虐待の事実確認経緯の説明を行い、それぞれの委員から意見・助言をいただいた。その結果を踏まえ、市は虐待の事実があると認定した。
- ・第 2 回では、要因分析や再発防止策についての説明を行い、それぞれの委員から意見・助言をいただいた。その内容は法令遵守の意識が低い原因を病院自らが示すこと、人権擁護の立場から見た認知症の理解が低かった等であった。
- ・第 3 回では、再発防止策の実施状況について説明した。具体的には、マニュアルの作成、指導・研修の実施や充実、報告体制の確立などを行うという内容だった。ただし、再発防止策は、実施しながら、検証と改善を継続的に行っていくことを求めた。

事故報告の分析について

- ・第 1 回では、平成 18 年度の報告を行った。事故の種類別件数では、誤嚥の事故が増加している。嚥下の状態に対するアセスメントが不十分なまま、事故対策のみが先行している。
- ・第 3 回では、平成 19 年度上半期の報告を行った。誤嚥の件数は、昨年に比べ減少している。死亡事故の発生件数を施設の種類の別で判断するだけでなく、「施設数」や「定員」などの「施設のケアの体制」の視点など様々な検証方法がある。

苦情相談の報告について

- ・第 1 回の報告では、平成 18 年度は、要介護から要支援になりサービスが使えなくなったという苦情が多かった。
- ・第 3 回の報告では、平成 19 年度上半期は、保険料に関する苦情が多かった。これは、6 月中旬に介護保険料納入通知書を送付したためである。

介護サービス相談員派遣事業について

- ・第 1 回の報告では、平成 18 年度派遣実績として、特別養護老人ホームへの派遣割合は 43.9%、グループホームは 50.6%となったが、他の施設への派遣割合はまだ低く、十分ではなかった。
- ・第 3 回の報告では、平成 19 年 10 月より、介護療養型医療施設 2 箇所 (北九州八幡東病院、安部山公園病院) へ派遣を開始した。

(3) 専門委員会の委員の変更

ア 尊厳擁護専門委員会

同委員会委員長を務めてきた稲垣忠委員の後任の委員長として、同委員会副委員長を務めてきた伊藤直子委員が委員長に推薦され、委員長に就任した。

また、伊藤直子副委員長の後任として、河原一雅委員が指名され、副委員長に就任した。

	旧	新
委員長	稲垣 忠	伊藤 直子
副委員長	伊藤 直子	河原 一雅

イ 地域密着型指定専門委員会

同委員会委員を務めてきた高橋昭七委員が辞任したため、後任の委員として小林勤委員が就任した。

	旧	新
委員	高橋 昭七	小林 勤

(4) 総合的な認知症対策について

ア 認知症対策専門委員会の設置について

【報告内容】

- ・高齢者支援計画に掲げる「その人らしい生活を継続するための認知症対策の推進」を総合的に進めていくためには、市内部の連携はもとより、認知症に関する有識者や関係団体、地域の関係者・市民代表の協力が必要である。
- ・質の向上委員会の専門委員会の1つとして(仮称)認知症対策専門委員会を設置し、幅広い意見をもとに認知症対策の一層の充実を図っていく。
- ・委員は5名程度を考えており、事務局は介護保険課とする。議題によってはオブザーバーにも出席いただき、意見をいただくこととしている。
- ・(仮称)認知症対策専門委員会を設置・運営するため、認知症対策専門委員会運営要領を作成した。あわせて北九州市高齢者介護の質の向上委員会設置要綱の所掌事務・委員数・専門委員会について改正する。
運営要領及び設置要綱は3月下旬に開催する次回委員会までに決定する。

【発言要旨】

委員：委員10名以内を検討しているのであれば、地域に関わっている民生委員の方を入れてはどうか。

委員：オブザーバーではなく、しっかりと関わり、考えていくには、委員として加わっていくべきと考える。

委員：委員の増員ができるのであれば、認知症の実態等を把握している施設の代表者に加わっていただければどうか。

事務局：委員の数やメンバーについては、来年早々に準備会を立ち上げ、その中で今回いただいた意見を含めて検討したい。

イ 取組発表

【報告内容】

- ・9月21日の「世界アルツハイマーデー」を記念し、9月21日から10月20日までの1ヶ月間を「認知症啓発月間」とし、認知症の正しい理解の普及啓発に努めている。
- ・認知症の正しい理解の普及啓発は各区役所でも実施しており、区を代表して八幡東区から事例発表を行った。
- ・市レベルや区レベルだけでなく、地域包括支援センターにおいてもグループホームとの情報交換を主体とした会議（運営推進会議）を実施しており、地域包括支援センターを代表して地域包括支援センター小倉南1から事例発表を行った。

【発言要旨】

- 委員：啓発事業や研修など、多くの人に参加してもらうのは良いが、それだけが評価ではないので、したことをどう評価するかということについて、今後の専門委員会でも議論し、考えていただきたい。
- 委員：新設する専門委員会に、警察や消防局の方にも入っていただいているかどうか。
- 委員：八幡東区では、独居高齢者などのマップを作っているということだが、災害があった時に救助する人の名簿は持っているか。
- 本庁：今年度はモデル地区をつくって実施している。高齢者や障害者の情報の共有ができるかどうか局で検討している。

(5) 地域包括支援センターの評価について

ア 予防給付ケアプランの評価について

【報告内容】

- ・各地域包括支援センターにおいて、担当している予防プランの作成状況を把握することのできる管理シートを作成した。この管理シートを集計・分析することで、予防給付ケアプランの効果を検証することができるか検討することとしている。

イ 運営方針の策定及び自己点検について

【報告内容】

- 本委員会で、これまでの検討状況とともに、センター評価全体のイメージを報告した。今後は、評価専門委員会において、マニュアルの検討、モデル実施（数センター）、モデル実施状況の報告などを行っていき、年度末の第4回質の向上委員会において、各地域包括支援センター・統括支援センターの自己点検・運営方針を報告する。
- ・自己点検を行った後、それぞれの評価基準について、どこが強くどこが弱いのかを把握できるよう、レーダーチャートでわかるようにしていく。地域包括支援センターはレーダーチャートを見て現状を把握し、来年度の運営方針に反映させていく。

【発言要旨】

- 委員：地域包括支援センター、統括支援センター、予防給付担当ケアマネジャーと、複数人いる中で、意見をどのようにまとめるのか。
- 事務局：自己点検は職員全員でつけてみて、地域包括支援センターとして統一してもらうことを考えている。誰か一人がつけるということではない。地域包括支援センターがつけたものを統括支援センターで集めて、内容を確認することを考えている。
- 委員：地域包括支援センターに対する苦情をどこが受け入れているのか、窓口がわかりにくい。
- 事務局：地域包括支援センターの苦情は統括支援センターへお願いしている。
- 委員：評価については公表するのか。
- 事務局：公表するかどうかは、評価専門委員会に諮りたい。
- 委員：予防給付ケアプランの件数が増えていると思うが、一人どれくらいの件数を回しているのか。
- 事務局：予防給付担当ケアマネジャー 1人あたり 80件程度である。
- 委員：評価領域が 4つあるが、「総合相談支援業務」は基盤領域として、その他の業務は活動領域とする等、メリハリをつけた評価の工夫が必要ではないか。
- 専門委員長：この自己点検は、それぞれの地域包括支援センターの課題を見つけるための前段であるということで、将来的には、実際の利用者評価、第三者評価につなげる過程において、見出せるのではないかと考えている。
- また、評価はこの 4領域でよいのか、あるいは統括支援センターとの連携項目をどうするのか、個人情報取り扱いをどの程度見ていくのかといった課題は残されていると重々承知している。
- 委員：今の基盤領域プラス活動領域という考えについてはいかがだろうか。
- 事務局：基盤領域ということでの議論は評価専門委員会で行っていない。しかし、一番重きをおいているのは「総合相談支援業務」である。現時点では、それぞれの領域を並列的に考えているが、少し評価専門委員会の中で議論させていただきたい。
- 委員長：一番中心にあるのは、領域「総合相談支援業務」ではないかという意見が出ているので、そのあたりをもう一度、評価専門委員会でも議論していただきたい。

(6) その他

ア 質の向上委員会及び専門委員会の年間活動計画

- ・次回質の向上委員会を 3月下旬に開催予定

イ 駐車許可について

- ・平成 19年 9月 30日 から駐車許可申請の手続きが見直され、駐車を希望する場所付近の状況が分かる図面が必要となった。公共目的や福祉目的といった用務のみを理由とした駐車許可はなくなり、用務の目的を問わず、全て審査の対象となる。